

代議員候補者選出に関する告示

平成30年10月15日
公益社団法人 日本介護福祉士会
選挙管理委員会

公益社団法人日本介護福祉士会は、下記により平成31・32年度代議員選出のための選挙を実施いたします。

記

1. 日程

平成30年11月1日～22日	立候補受付期間
平成30年12月15日	立候補者の告示
平成31年1月4日～18日	投票期間
平成31年1月下旬	開票日
平成31年2月15日	当選者の告示

2. 代議員選出の区分及び定数

- 1) 正会員は所属する支部の選挙権及び被選挙権を有する。
- 2) 正会員が平成30年度に所属支部を変更した場合は、変更前に所属していた支部選挙区の選挙権を有するものとする。
- 3) 代議員定数は、平成29年度3月末日現在の会費納入会員数に基づくものとする。

選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
北海道	5	石川県	7	岡山県	6
青森県	4	福井県	3	広島県	8
岩手県	3	山梨県	3	山口県	9
宮城県	3	長野県	16	徳島県	2
秋田県	2	岐阜県	2	香川県	5
山形県	3	静岡県	8	愛媛県	4
福島県	4	愛知県	6	高知県	4
茨城県	3	三重県	5	福岡県	15
栃木県	3	滋賀県	5	佐賀県	3
群馬県	5	京都府	6	長崎県	4
埼玉県	4	大阪府	11	熊本県	5
千葉県	4	兵庫県	7	大分県	7
東京都	8	奈良県	2	宮崎県	7
神奈川県	5	和歌山県	3	鹿児島県	6
新潟県	8	鳥取県	4	沖縄県	2
富山県	12	島根県	2	合計	253

3. 選挙権及び被選挙権

選挙権及び被選挙権を有するのは、定款第5条第1号に規定する正会員で、平成30年10月15日までに日本介護福祉士会において入会申込書を受領し、平成30年10月31日までにすべての会費を納入した者とする。

4. 代議員の任期

代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

5. 立候補者の資格要件

- 1) 立候補者は、被選挙権を有する正会員であり、所属支部の正会員5名の推薦があること。
- 2) 選挙の告示を行った時点で、本会の正会員として在籍しており向こう2年以内に他県に異動または退会の予定がないこと。
- 3) 海外に在住、または長期にわたり県外に在住していないこと。
- 4) 立候補者は、他の立候補者の推薦人になることはできない。
- 5) 代議員として連続して3期6年の任期を満了する者は、立候補できない。

6. 推薦人の資格要件

- 1) 推薦者は、選挙権を有する正会員であること。
- 2) 同一推薦者が、他の候補者及び所属支部以外の候補者を推薦することはできない。
- 3) 平成30年10月31日までにすべての会費を納入した者

7. 立候補の方法

立候補しようとする者は、本会ホームページの立候補届・立候補者推薦書をダウンロードし、必要事項を記入・捺印の上、推薦人の資格要件を満たす5名の推薦書を同封のうえ、定められた期間内に、選挙管理委員会宛「代議員立候補届在中」と朱書きのうえ郵便で送付してください。

なお、立候補者は本会ホームページ「代議員選挙」内の入力フォームより100字以内で平成30年11月22日までに「立候補者の所信」を入力して下さい。

※ 所定の「様式1」、「様式2」以外は受け付けません。

8. 立候補受付開始日

平成30年11月1日（木）

9. 立候補受付締切日

平成30年11月22日（木）

10. 立候補の取消

立候補を辞退する場合は、本会ホームページの立候補者辞退届をダウンロードし、必要事項を記入・捺印の上、平成30年12月26日（必着）までに選挙管理委員会宛「代議員立候補辞退届在中」と朱書きのうえ郵便で送付してください。

※ 所定の「様式3」以外は受け付けません。

送付先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎の門ビル3階 公益社団法人 日本介護福祉士会 選挙管理委員会 宛
-----	---

1.1. 選出時期

平成31年1月下旬に予定している選挙管理委員会において当選者を決定し、平成31年2月15日付告示にて公表します。

1.2. 選出方法

立候補者に対し、選挙区ごとに正会員が投票により当選者を決定します。

投票方法の詳細については、後日ホームページ及びケアウエルでご案内いたします。

なお、各選挙区の立候補者数が定数以下の場合は投票を行わずに全員当選といたします。

1.3. 異議の申立て

選挙の効力に異議のある選挙人及び被選挙人は、選挙結果の告示日から14日以内（必着）に、異議を申し立てることができる。異議の申立ては、その異議の内容を明記し、記名・捺印した文書（様式自由）を書留郵便で、選挙管理委員会宛に郵送する。

1.4. その他

その他疑義が生じた場合は、その都度委員会において決定する。